

発災時介護保険サービス利用者安否確認連携 Q&A 《1月14日更新》

■令和元年10月3日以降に追加・修正したものには【追加】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

No.	分類	質問事項	回答
1	取組みの目的	各代表者宛の協力依頼文に示されている「目的」の説明では、本制度の趣旨・目的の具体性が不明確であるため、市は収集した情報をどのように管理・集約し「円滑な避難支援」に活用しようとしているのかを、分かり易く且つ具体的に示すべきではないか。【追加】	この取組みで協力をお願いしているサービス利用者の安否確認は、大規模な災害が発生したとき、市民が安全に避難し、必要に応じ避難先等で適切な支援を受ける一連の流れの入口部分にあたります。介護サービス利用者をはじめ避難にあたり支援を必要とする方々は、一次避難所へ避難したのち状態に応じて適切な避難先に移動することも想定されます。安否情報は、各施設及び事業所の被災状況とともに、そうした方々の受け入れ・支援態勢について市が検討するための重要な手がかりとなります。
2	取組みの目的	災害発生時には、これまでも各事業者において自主的な安否確認活動を行っている筈であり、協力の申出や報告書用紙の様式を指定しなくとも、これまで通り連絡の取れない利用者について、各事業者が市の担当課に連絡・報告することで、本制度の目的は達成できるのではないか。【追加】	発災時は多くの被災者の安否確認を同時並行で実施する必要があり、平常時とは別の枠組みが必要となります。一方、発災時に各事業者において自主的に実施する利用者の安否確認の情報を行政が集約する枠組みはこれまでなかったため、本取組みを構想し、このたび公表したものです。ただし事業者が発災時の利用者安否情報を市へ提供する法律上の義務付けはないため、取組みの趣旨をご理解いただいたうえでご協力を申し出ていただく形をとっています。
3	協力の内容	協力申出をしたら、実際に災害が起きたときに事業所や従業員が被災して動けない場合でも安否確認をしなければならないのか。	安否確認は確認をする側の人が安全を確保した状態で行うことが前提となります。発災時に事業所や従業員が被害を受けた場合は、まず従業員の安全確保、事業所の復旧を優先してください。その上で、可能な範囲で把握できた情報を市へご提供ください。
4	協力の内容	協力申出をしなかった場合、実地指導等でペナルティがあるのか。	本取組みは介護保険事業とは別枠の仕組みであり、協力申出の有無が介護保険の指導等に影響することはありません。
5	協力の内容	今回協力を申し出た場合、協力期間は決まっているのか。	特に期間の設定はしていません。
6	協力申出書	協力申出は法人単位の申込になるのか。サービス別・事業所別に申込むことは可能か。	市内の利用者の安否情報全体を把握する必要があるため、法人単位で申込をお願いします。

発災時介護保険サービス利用者安否確認連携 Q&A 《1月14日更新》

■令和元年10月3日以降に追加・修正したものには【追加】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

No.	分類	質問事項	回答
7	協力申出書	協力申出書のFAX番号・メールアドレスは本社のものを記載するのか。	FAX・メールアドレスは本取組みについて市との連絡及び調整が可能な連絡先を記載してください。
8	利用者の同意	協力事業者は、利用者に対し取組みについて説明することとされているが、文書で同意を取らなければならないか。	利用者様に同意を得る手法については市の方で特段の指定はしておりませんので、各事業者様で最適と思われる方法を選択してください。
9	利用者情報の管理	停電時以外はメール送信を基本としているため、データでの保管・管理が基本となっているが、停電時も想定するなら、データベースでの保管・管理だけでは無意味なことから、平常時からペーパーベースでの管理は必要なのか。【追加】	利用者情報の管理方法は事業者により異なると認識しており、停電時を想定した管理方法は最終的に各事業者のご判断になると考えております。
10	報告様式	平常時の利用者情報管理をペーパーベースで行うとすると、指定の様式での管理は、各ケース担当者の変更等発生時に、事務負担が膨大となることと、変更発生たびにプリントアウトが必要であることなど、制度の継続性を考えると多くのケースを抱えている事業者ほど各種の負担が重くなることまで想定しているのか。【追加】	今回お示しした報告様式は状況の把握のため必要と考えられる項目をまとめた参考様式として作成しておりますが、情報回収後の速やかな情報の集約・分析には統一した様式を用いることが望ましいと考えています。 なお、発災直後は混乱した状況の中での情報収集となり、全容を把握するまで時間を要することが想定されます。災害時の支援態勢の検討には早期の情報収集が重要になりますので、部分的なものであっても把握された情報を順次提供いただきますようお願いいたします。 一方、本取組みの内容については関係する皆様のご意見をふまえてより良いものにしたいと考えています。今後もお気づきの点や過去の大規模災害発生時のご経験など、ご意見や情報をいただければ幸いです。
11	安否情報の活用	事業所で安否確認が取れない利用者の情報について、必要のない再訪問等を防止するため、市において収集・把握した情報をフィードバック、または、問い合わせに対して回答してもらえるのか。【追加】	現時点で情報のフィードバックに関して皆様へご案内できる段階には至っておりませんが、発災時の利用者支援にかかる検討課題の一つであり、今後皆様と議論を重ねて体制の構築を進めていきたいと考えています。

発災時介護保険サービス利用者安否確認連携 Q&A 《1月14日更新》

■令和元年10月3日以降に追加・修正したものには【追加】と記載。

■市に寄せられた質問の中で主なものを掲載しています。

No.	分類	質問事項	回答
12	安否確認の重複	「情報提供に関する取扱いについて」の2.にある「情報提供にあたっての調整等を行わない」とは具体的にどういうことを示しているのか。【追加】	複数サービスを利用されている方について、安否情報を市へ提供する事業者やサービスをあらかじめ一つに決めておくといった調整は行わず、各事業者が安否確認を実施し、確認できた情報を市へそれぞれご報告いただくという意味です。
13	情報の集約・分析	データのメール送信が可能ならデジタル集計できるが、停電時のペーパーによるデータ回収後、速やかな情報の集約・分析ができる体制を確保できるのか。【追加】	情報の集約・分析体制については検討課題の一つととらえております。災害時対応については安否確認も含めて検討課題がまだまだ多く、すべてを行政のみで設計・実行できるものではありませんので、事業者の皆様とも議論を重ねながらしくみを作っていきたいと考えています。
14	検討過程	本取組みの制定に当たって、事業者連絡会役員に事前了承は得ているのか。【追加】	本取組みを含む災害時の利用者支援に関して、現在、市（長寿社会政策課）と事業者連絡会役員からなる「防災ワーキンググループ」にて協議を行っています。本取組みの内容は検討段階から当該ワーキンググループでご意見を頂戴しながら調整し、市の責任において公表しています。
15	地域での安否確認（防災・福祉ささえあいづくり推進事業）との関係	本取組みにより、市民による安否確認や避難誘導等が事業者任せになり、「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」に悪影響が出ることはないのか。【追加】	本取組みの対象者は「防災・地域ささえあいづくり推進事業」と一部重複しますが、発災時に地域住民の方と事業者両方から安否確認を行うことで確認の漏れを防ぐことが期待でき、支援を必要とする利用者の安心にもつながると考えます。 「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」で中心的な役割を担われている各校区福祉委員会会長及び民生・児童委員役員の皆様へは令和元年10月に取組みの概要についてご説明し、取組みの趣旨について一定のご理解をいただいたと考えております。今後も取組みの状況等について情報提供を行い、災害時の対応について地域と事業者双方の理解を得られるよう努めていきます。